

上勝町交流促進事業行政視察委託業務  
指名型プロポーザル実施要領

令和5年11月  
上勝町

## 1 業務概要等

### (1) 業務名

上勝町交流促進事業行政視察委託業務

### (2) 業務目的

上勝町交流促進事業について行政視察を通じて上勝町（以下、「本町」という。）と全国各地域との円滑な交流を促進することを目的としている。

### (3) 業務内容

別紙「上勝町交流促進事業行政視察委託業務の仕様書」による。

### (4) 履行機関

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

### (5) プロポーザル方式の種別

指名型プロポーザル方式

## 2 参加資格要件

この指名型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定により、本町の入札参加制限を受けていないこと。
- (2) 上勝町暴力団排除条例（令和元年9月20日条例第11号）に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

## 3 参加方法等

### (1) 参加承諾・辞退届の内容及び様式

本プロポーザルへの参加を承諾するにあたり、下記書類を提出すること。

様式1：参加承諾・辞退届

様式2：会社概要

### (2) 提出期限

令和5年11月10日（金）17：00

### (3) 提出先

「12 問い合わせ先」のとおり。

## 4 提案書の内容及び作成方法等

(1) 提案書の内容及び様式

参加承諾届を提出した者のみが、企画提案書を提出することができるものとし、下記書類を提出すること。

様式3：企画提案書

様式4：見積書

(2) 提案書の提出期限等

令和5年11月27日（月）17：00必着

(3) 提出先

「12 問い合わせ先」のとおり。

(4) 提案書の取扱い

ア 提案書の提出後は、原則として提案書に記載された内容の変更を認めないものとする。

イ 提出された提案書については、返却しないものとする。

ウ 提出された提案書は、プロポーザル方式により受託候補者の選定のために使用し、また複製等を行うことができるものとし、提出者に無断でその他の目的のために使用することはできないものとする。

エ 提出された提案書は、上勝町情報公開条例（平成15年3月27日条例第3号）に定める行政情報の開示の請求に基づき、同条例第7条各号の規定する不開示情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

5 提出書類の配布方法

- (1) 参加承諾・辞退届等の様式は、本町公式HPからダウンロードすること。  
郵送による配布はしない。

<http://www.kamikatsu.jp/>

6 審査方法等

(1) 審査方法

ア プロポーザル審査委員会の設置

企画提案書等の審査及び評価は本町が設置する上勝町交流促進事業行政視察委託業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。

## イ ヒアリング等の実施

企画提案書を提出した者を対象にヒアリング等を実施。

詳細については、各提案者に後日連絡する。

出席者1者につき、事業実施担当者を含め3名以内とする。また、提案者が判別できる着衣、記章等は禁止とする。

ヒアリングの出席者については、提出書類提出時にヒアリング出席者報告書（様式5）により報告すること。

### ① 開催予定日

令和5年12月4日（月）10：00～

### ② 場所

上勝町役場

### ③ 審査体制

審査は、委員会が行う。

### ④ ヒアリングの内容

説明時間、質疑応答時間を各15分、合計30分とする。

説明内容は、提出のあった企画提案書に基づくものとする。

## (2) 審査の観点

委員会は、提出された提案書等の書類審査のほか、ヒアリング等の結果も踏まえ、総合的な観点から受託候補者を選定するものとする。

受託候補者の選定は、次項の採点方法に基づき各委員の評価した点数により順位を付け、最低基準点以上で最も評価点の高い者を、委員会での審議の上、「最優秀提案者（受託候補者）」として決定し、次いで評価の高い提案者を「次点」として選定する。また、最低基準点以上で最も高い評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、同点となった全ての者について、委員会での審議によりその順位を決定し、順位が1位の者を「最優秀提案者（受託候補者）」とする。

なお、提案者が1者の場合であっても当該審査は実施することとし、審査における最低基準点（提案内容評価点の5割）以上の評価点を得た場合は、その提案者を受託候補者として選定する。

また、選定委員会の会議は非公開とする。

## (3) 評価点の採点方法

委員会において、次の評価項目に基づき、I～Vの5段階で評価し、基

準点と項目ごとに設定された配点とを乗じて各項目の評価点を算出する。

算出にあたっては、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
1 業務能力等	(1) 実施体制	業務を受託するにあたっての事業者の強み（専門知識や経験など精通したスタッフの有無など業務を確実に実施するための事業実施体制）	30
2 企画提案	(1) 業務の理解度	業務の目的や内容を踏まえた上での提案になっているか。	30
	(2) 説明能力	資料による説明は理解しやすく、説得力が感じられるか。	20
	(3) 独自提案	付加価値を高めるような独自性を有する提案があるか。	10
3 価格評価	業務に要する費用	評価点 = 最も低い提案価格 ÷ 提案価格 × 10	10
評価点合計（審査員1人あたり）			100

※100点×委員数が総合点の満点となる。総合点の50点×委員数を最低基準点とする。

採点	I	II	III	IV	V
基準	非常に優れている	優れている	普通	劣っている	提案無し
基準点	1.00	0.75	0.50	0.25	0

## 7 審査結果

### (1) 通知方法

本プロポーザルの審査結果は、提案者の全てに対し書面にて通知する。

### (2) 通知時期等

未定

## 8 プロポーザルのスケジュール

日程	内容
令和5年11月2日(木)	参加指名通知
令和5年11月8日(水)	質問受付期限
令和5年11月10日(金)	参加承諾書提出期限
令和5年11月27日(月)	企画提案書提出期限
令和5年12月4日(月)	ヒアリングの実施
未定	結果通知日(予定)、契約内定通知
令和6年4月1日(月)	契約締結

※スケジュールは予定であり、日付が前後する場合がある。

## 9 質問・回答

### (1) 提出書類

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書(様式6)に必要事項を記入のうえ、下記提出先まで持参、電子メール又はFAXで提出すること。(電子メール又はFAXの場合は、必ず電話にて受理確認を行うこと。)

### (2) 提出期限

令和5年11月8日(水) 17:00

### (3) 提出先

「12 問い合わせ先」のとおり。

### (4) 回答方法等

質問の内容及び回答は、町公式ホームページで随時公表する。その際には、質問者名の公表はしない。

なお、受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しないものとし、また、質問の内容が本プロポーザルによる受託候補者選定に公平を保つことができないと判断した場合には、質問には回答しない。

## 10 契約の締結方法

契約の締結にあたっては、次により行うこととする。

### (1) 契約の締結方法

地方自治法第234条第2項（昭和22年4月17日法律第67号）及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（昭和22年5月3日政令第16号）の規定に基づく随意契約により本業務の委託契約を締結する。

### (2) 契約書の作成

契約書は2通作成し、本町及び受託者の双方が各1通を保有する。

契約金額は、消費税を内書で記載するものとする。

## 11 留意事項

(1) 企画提案にあつては、本実施要領及び仕様書を遵守すること。

(2) 1提案者につき1提案とし、複数提案は禁止する。

(3) 企画提案に関する提出書類の変更、差替え、または再提出は認めない。

(4) 企画提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。

(5) 提出された企画提案書等の返却は行わない。

(6) 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 本要領に示す参加資格要件から外れた者が行った企画提案

イ 本要領等の記載内容に従わない企画提案

ウ 定められた日付及び場所に提出されなかった企画提案

エ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない企画提案

オ 虚偽の記載をした企画提案

(7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任の一切は提案者が負うものとする。

(8) 企画提案に関し、本町が提示する書類及び提示する資料は、本企画提案における提案目的以外の使用、複製、転載を禁止する。

(9) 提案者が不適切な行動をとった場合、及びその疑いが生じた等の場合においては、公式に指名型プロポーザルを執行できないと認められるとき、またはその恐れがある場合は、本町は当該提案者を企画提案に参加させず、または指名型プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

また、後日、一連の企画提案手続きにおいて不正な行為が行われていたことが判明した場合は、当該事業者との契約を解除することがある。なお、不正行為等より、本町に何らかの損害を発生させた場合には、損害賠償請求を行うこともある。

- (10) 災害やその他不可抗力等により、本町は事業計画及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。このため、選考の過程において前述の事態に至った場合、本町は提案者に対して一切の責任を負わないものとする。
- (11) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。
- (12) 提出書類の提出以後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式1）を提出すること。

## 12 問い合わせ先

### 【事務局】

〒771-4501 徳島県勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3-1  
上勝町役場 産業課 前田

TEL：0885-46-0111

FAX：0885-46-0323

メールアドレス：[maeda\\_ayumi@kamikatsu.i-tokushima.jp](mailto:maeda_ayumi@kamikatsu.i-tokushima.jp)

※提出方法は、事務局へ持参又は郵送（提出期限内に事務局必着とし、配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者等による信書便に限る。）により提出すること。

また、提出書類の受領確認が出来るよう、受付番号を付した受領書を受付後に交付するため、郵送により提出する場合は、提出書類受領書返信封筒（長形3号サイズで84円切手を貼り、返信先宛名を記載しているもの1通）を同封すること。

※受付時間は、土曜日・日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

### 【別添資料】

上勝町交流促進事業行政視察委託業務指名型プロポーザル 仕様書  
上勝町交流促進事業行政視察委託業務指名型プロポーザル 様式集